



○公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年3月3日

長野県知事 田 中 康 夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等及び数量

「長野県地域防災計画(平成14年度修正)」の印刷物製造の請負

ア 震災対策編 300冊

イ 風水害対策編 300冊

ウ 火山災害対策編等 300冊

エ 資料編 300冊

オ 上記内容のHTML形式によるデータ化CD-ROM 一式

(2) 物品等の特質

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成15年3月31日

(4) 納入場所

長野県危機管理室危機管理・消防防災課

(5) 入札方法

価格の総額について行う。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「製造の請負」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部管財課

電話 026(235)7079

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札書の受領期限及び提出場所（郵送による場合も含む。）

ア 日時 平成15年3月13日 午後5時

イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2（県庁専用郵便番号 380-8570）

長野県総務部管財課

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成15年3月14日 午後1時30分

イ 場所 長野県庁本館入札室

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、この限りでない。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、この限りではない。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定する。

5 その他

詳細は入札説明書による。

管 財 課

○公 告

平成15年度随時実施技能検定を次のとおり行います。

平成15年3月3日

長野県知事 田 中 康 夫

1 試験の実施

受検の申請があったときは、随時実施する。

2 試験の区分及び内容

試験区分は、3級、基礎1級及び基礎2級の技能検定とし、それぞれ実技試験及び学科試験を行う。

3 実施職種

さく井、鋳造、鍛造、機械加工（3級については普通旋盤及びフライス盤に係るものに限る。）、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めつき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装及び工業包装

4 実施期日

平成15年4月1日（火）から平成16年3月31日（水）までの間において別途指定する日

5 実施場所

別途長野県職業能力開発協会から通知する。

6 実技試験問題の公表

長野県職業能力開発協会及び長野県社会部職業能力開発課で行う。

7 受検資格

(1) 3級の技能検定試験

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第45条及び職

業能力開発促進法施行規則（昭和44年厚生労働省令第24号。以下「規則」という。）
第64条の4の規定に該当する者のうち実施職種に係る基礎1級又は基礎2級の技能
検定に合格した者

(2) 基礎1級及び基礎2級の技能検定試験

法第45条及び規則第64条の5の規定に該当する者

8 受検手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者にあつては、その資格を証する書面

(2) 書類の提出先

長野市大字南長野南県町688-2（郵便番号 380-0836）

（長野県婦人会館3階）

長野県職業能力開発協会

電話番号 026 (234) 9050

（郵送による場合は書留とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書」と朱書きすること。）

(3) 申請書の提出時期

随時

(4) 手数料

申請書を提出する際に、長野県職業能力開発協会が通知する方法によって手数料を納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受ける者にあつては、当該免除を受ける試験に係る手数料の納付を要しない。

ア 学科試験

3,100円

イ 実技試験

検 定 職 種	金 額
さく井 鋳造 鍛造 機械加工 金属プレス加工 鉄工 建築板金 工場板金 めつき アルミニウム陽極酸化処理 仕上げ ダイカスト 機械保全 電子機器組立て 電気機器組立て プリント配線板製造 冷凍空気調和機器 施工 染色 ニット製品製造 紳士服製造 寝具製作 帆布製品製造 布はく縫製 家具製作 建具製作 印刷 製本 プラスチック成形 強化プラスチック成形 石材施工 ハム・ソーセージ・ベーコン製造 水産練り製品製造 建築大工 かわらぶき とび 左官 タイル張り 配管 型枠施工 鉄筋施工 コンクリート圧送施工 防水施	15,700円 （3級の試験を在校生が受検する場合にあつては、10,500円）

工 内装仕上げ施工 熱絶縁施工 サッシ施工 ウェルポイント施工 表装 塗装 工業包装	
機械検査 婦人子供服製造	13,000円 (3級の試験を 在校生が受検する 場合にあつては、 8,700円)

(注) 「在校生」とは、次に掲げる者をいう。

- a 法第15条の6第1項各号に掲げる施設、法第25条の規定により設置された職業訓練施設又は法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において訓練を受けている者(規則第9条に規定する短期課程の普通職業訓練又は専門短期課程若しくは応用短期課程の高度職業訓練を受けている者その他知事が別に定める者を除く。)
- b 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する高等学校、中等教育学校(後期課程に限る。)、大学若しくは高等専門学校、同法第82条の2に規定する専修学校又は同法第83条第1項に規定する各種学校に在学する者

9 合格者の発表

合格者は、合格証書を送付して本人に通知する。

10 その他

申請書の用紙及び受検案内は、長野県職業能力開発協会及び長野県社会部職業能力開発課(4月以降は長野県商工部産業活性化・雇用創出推進局)で交付する(郵送を希望する場合は、切手140円相当分を同封の上、長野県職業能力開発協会あて申請すること)。

職業能力開発課

○公 告

平成15年度前期技能検定を次のとおり行います。

平成15年3月3日

長野県知事 田 中 康 夫

1 試験区分

試験区分は、1級、2級、3級及び単一等級の技能検定とし、それぞれ実技試験及び学科試験を行う。

2 実施職種及び試験の期日

(1) 学科試験

検 定 職 種	期 日
造園 金属熱処理 産業車両整備 光学機器製造（光学ガラス研磨に係るものに限る。） 布はく縫製（ワイシャツ製造に係るものに限る。） プラスチック成形（1級及び2級の射出成形に係るものに限る。） 製麺（機械生麺製造に係るものに限る。） とび 防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事、シーリング防水工事及びFRP防水工事に係るものに限る。） 塗装（建築塗装及び金属塗装に係るものに限る。）	平成15年 8月24日 (日)
機械加工（普通旋盤、フライス盤、ボール盤、ジグ中ぐり盤、平面研削盤、円筒研削盤、数値制御旋盤、数値制御フライス盤、数値制御ボール盤及び精密器具製作に係るものに限る。） 鉄工（構造物鉄工に係るものに限る。） めっき（電気めっきに係るものに限る。） 電子機器組立て 建設機械整備 木型製作 家具製作（家具手加工に係るものに限る。） 建具製作（木製建具手加工及び木製建具機械加工に係るものに限る。） 印刷（オフセット印刷に係るものに限る。） 左官 畳製作 内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事に係るものに限る。） 広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げに係るものに限る。）	平成15年 8月31日 (日)
鋳造（鋳鉄鋳物鋳造に係るものに限る。） 放電加工 建築板金（内外装板金に係るものに限る。） 工場板金（曲げ板金及び打出し板金に係るものに限る。） 仕上げ 電気機器組立て（配電盤・制御盤組立てに係るものに限る。） 鉄道車両製造・整備（内部ぎ装、配管ぎ装及び電気ぎ装に係るものに限る。） 石材施工（石張りに係るものに限る。） タイル張り 熱絶縁施工（保温保冷工事に係るものに限る。） 表装 路面標示施工 塗料調色 フラワー装飾	平成15年 9月7日 (日)

(2) 実技試験

平成15年6月11日（水）から平成15年9月7日（日）までの間において別途指定する期日に、上記学科試験と同一職種において実施する。

3 実施場所

別途長野県職業能力開発協会から通知する。

4 実技試験問題の公表

平成15年6月5日（木）から長野県職業能力開発協会及び長野県商工部産業活性化・雇用創出推進局で行う（一部の職種を除く。）。

5 受検資格

(1) 1級の技能検定試験

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号。以下「法」という。)第45条及び職業能力開発促進法施行規則(昭和44年厚生労働省令第24号。以下「規則」という。)第64条の2の規定に該当する者

(2) 2級の技能検定試験

法第45条及び規則第64条の3の規定に該当する者

(3) 3級の技能検定試験

法第45条及び規則第64条の4の規定に該当する者

(4) 単一等級の技能検定試験

法第45条及び規則第64条の6の規定に該当する者

6 受検手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者にとっては、その資格を証する書面

(2) 書類の提出先

長野市大字南長野南県町688-2 (郵便番号 380-0836)

(長野県婦人会館3階)

長野県職業能力開発協会

電話番号 026(234)9050

(郵送による場合は書留とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書」と朱書きすること。)

(3) 受付期間

平成15年4月3日(木)から平成15年4月16日(水)まで

(郵送による場合は、平成15年4月16日までの消印のあるものに限り受け付ける。)

(4) 手数料

1級、2級、3級及び単一等級ともに、申請書を提出する際に、長野県職業能力開発協会が通知する方法によって手数料を納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受ける者にとっては、当該免除を受ける試験に係る手数料の納付を要しない。

ア 学科試験

3,100円

イ 実技試験

(ア) 1級、2級、3級(在校生が受検する場合を除く。)及び単一等級

検 定 職 種	金 額
造園 鋳造 金属熱処理 機械加工 放電加工 鉄工 建築 板金 工場板金 めっき 仕上げ 電子機器組立て 電気機器組立て 産業車両整備 鉄道車両製造・整備 光学機器製造 建設機械整備 布はく縫製 木型製作 家具製作 建具製作 印刷 プラスチック成形 石材施工 製麺 とび 左官 タイル張り 畳製作 防水施工 内装仕上げ施工 熱絶縁施工 表装 塗装 路面標示施工 塗料調色 広告美術仕上げ フラワー装飾	15,700円

(イ) 3級(在校生が受検する場合に限る。)

検 定 職 種	金 額
造園 金属熱処理 機械加工 めっき 電子機器組立て とび 内装仕上げ施工 広告美術仕上げ	10,500円

(注) 「在校生」とは、次に掲げる者をいう。

- a 法第15条の6第1項各号に掲げる施設、法第25条の規定により設置された職業訓練施設又は法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において訓練を受けている者(規則第9条に規定する短期課程の普通職業訓練又は専門短期課程若しくは応用短期課程の高度職業訓練を受けている者その他知事が別に定める者を除く。)
- b 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する高等学校、中等教育学校(後期課程に限る。)、大学若しくは高等専門学校、同法第82条の2に規定する専修学校又は同法第83条第1項に規定する各種学校に在学する者

7 合格者の発表

平成15年10月7日(火)に県庁東側掲示板、技術専門校、長野県認定の職業能力開発校及び雇用・能力開発機構職業能力開発促進センターに掲示するほか、合格者には直接通知する。

8 その他

申請書の用紙及び受検案内は、長野県職業能力開発協会、長野県社会部職業能力開発課(4月以降は長野県商工部産業活性化・雇用創出推進局)、技術専門校、長野県認定の職業能力開発校及び雇用・能力開発機構職業能力開発促進センターで交付する(郵送を希望する場合は、切手140円相当分を同封の上、長野県職業能力開発協会あて申請すること。)

職業能力開発課

○公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年3月3日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友 御代田店
北佐久郡御代田町大字御代田字上小田井2763-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
(株)エス・エス・ブイ
長野市川中島町御厨石河原37
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所
(株)エス・エス・ブイ
長野市川中島町御厨石河原37
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成15年10月21日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,564平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数 133台
 - (2) 駐輪場の収容台数 35台
 - (3) 荷さばき施設の面積 140平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 32立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時
閉店時刻 午後10時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数 8か所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後9時まで

8 届出年月日

平成15年2月20日

9 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県佐久地方事務所商工課

10 縦覧の期間

平成15年3月3日から平成15年7月3日まで

11 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)
様式第8号による。

12 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県佐久地方事務所商工課

産業振興課

○公 告

建築士法(昭和25年法律第202号)第13条の規定により、平成15年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施します。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第15条の17第1項の規定により財団法人建築技術教育普及センターに行わせます。

平成15年3月3日

長野県知事 田 中 康 夫

1 試験の期日、時間、試験地、試験場及び科目

(1) 二級建築士試験

期 日 及 び 時 間	試験地	試 験 場	科 目	
平成15年7月6日(日) 午前10時から午後5時 10分まで	松本市	信州大学共通教育センター (松本市旭3-1-1)	学 科	建築計画 建築法規 建築構造 建築施工

平成15年9月28日(日) 午前11時30分から午後 4時まで	松本市	信州大学共通教育センター (松本市旭3-1-1)	設 計 製 図
---------------------------------------	-----	-----------------------------	---------

(2) 木造建築士試験

期 日 及 び 時 間	試験地	試 験 場	科 目	
平成15年7月27日(日) 午前10時から午後5時 10分まで	長野市	長野工業高等専門学校 (長野市徳間716)	学 科	建築計画 建築法規 建築構造 建築施工
平成15年10月12日(日) 午前11時30分から午後 4時まで	長野市	長野工業高等学校 (長野市差出南3-9-1)	設 計 製 図	

2 受験申込手続

(1) 受験申込用紙及び受験要領は、平成15年4月7日(月)から社団法人長野県建築士会及び同各支部において配布します。

(2) 受験申込書の受付期間、時間及び受付場所

受付期間及び時間	受 付 場 所
平成15年4月14日(月)から 4月18日(金)まで 午前10時から午後4時まで	長野県勤労者福祉センター (長野市旭町1108)
	社団法人長野県建築士会松筑支部 (松本市島立1020 長野県松本合同庁舎内)

3 合格者の発表

平成15年12月中旬

なお、学科試験については、平成15年9月中旬に発表します。

4 その他

受験申込用紙の配布等この試験について不明な点は、財団法人建築技術教育普及センター関東支部(東京都中央区京橋2-14-1 兼松ビルディング内 電話03-5524-2176)又は社団法人長野県建築士会若しくは同各支部にお問い合わせください。

建 築 管 理 課

○公 告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

なお、指定した箇所に関する図面は、長野県佐久地方事務所に備え置きます。

平成15年3月3日

長野県佐久地方事務所長 篠原 寿人

- 1(1) 申請人の住所氏名 南佐久郡臼田町大字下小田切494-1
株式会社真栄建設
代表取締役 嶋崎 真
佐久市大字新子田1896伊勢林団地A-103
小平 孝保
佐久市大字岩村田3791-6メゾン・ドゥ・リーブS20
三井 智弘
- (2) 指定年月日 平成15年1月24日
- (3) 指定番号 佐久第237号
- (4) 指定した場所 佐久市大字下平尾字壺仏678-4
- (5) 道路の幅員 4.05メートル
- (6) 道路の延長 34.60メートル
- 2(1) 申請人の住所氏名 南佐久郡臼田町大字下小田切494-1
株式会社真栄建設
代表取締役 嶋崎 真
佐久市大字新子田866シルバーランドみつい
依田 重左衛門
北佐久郡軽井沢町軽井沢東11-5
関 久雄
- (2) 指定年月日 平成15年2月7日
- (3) 指定番号 佐久第238号
- (4) 指定した場所 佐久市大字下平尾字西ノ宮386-1
- (5) 道路の幅員 4.10メートル
- (6) 道路の延長 24.70メートル

建築管理課

○公 告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

なお、指定した箇所に関する図面は、長野県上小地方事務所に備え置きます。

平成15年3月3日

長野県上小地方事務所長 熊 井 攻

- 1(1) 申請人の住所氏名 埴科郡坂城町大字中之条1092-5
有限会社櫻井不動産
代表取締役 櫻 井 常 三
- (2) 指 定 年 月 日 平成14年12月3日
- (3) 指 定 番 号 上小第680号
- (4) 指 定 した 場 所 小県郡東部町大字海善寺字立石719-9
- (5) 道 路 の 幅 員 4.10メートル
- (6) 道 路 の 延 長 32.30メートル
- 2(1) 申請人の住所氏名 小県郡丸子町大字上丸子1612
丸子町土地開発公社
理事長 堀 内 憲 明
- (2) 指 定 年 月 日 平成15年1月10日
- (3) 指 定 番 号 上小第681号
- (4) 指 定 した 場 所 小県郡丸子町大字塩川字稲羽3457-9 他1筆
- (5) 道 路 の 幅 員 6.00メートル
- (6) 道 路 の 延 長 44.00メートル

建築管理課

○公 告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

なお、指定した箇所に関する図面は、長野県諏訪地方事務所に備え置きます。

平成15年3月3日

長野県諏訪地方事務所長 古 坂 和 俊

- | | | |
|---|------------|--|
| 1 | 申請人の住所氏名 | 諏訪郡下諏訪町4342-5
株式会社東洋開発
代表取締役 高 山 巖 |
| 2 | 指 定 年 月 日 | 平成15年1月14日 |
| 3 | 指 定 番 号 | 諏訪第902号 |
| 4 | 指 定 した 場 所 | 諏訪郡下諏訪町字梶原4938-4 他14筆 |
| 5 | 道 路 の 幅 員 | { 4.10~5.00メートル { 6.00メートル |
| 6 | 道 路 の 延 長 | { 189.25メートル { 17.98メートル |

建築管理課

○公 告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

なお、指定した箇所に関する図面は、長野県上伊那地方事務所に備え置きます。

平成15年3月3日

長野県上伊那地方事務所長 鈴 木 良 知

- | | | |
|---|----------|-------------------------|
| 1 | 申請人の住所氏名 | 伊那市大字伊那部6246
平 島 千 春 |
|---|----------|-------------------------|

- | | | |
|---|--------|-------------------|
| 2 | 指定年月日 | 平成14年12月9日 |
| 3 | 指定番号 | 上伊那第418号 |
| 4 | 指定した場所 | 伊那市大字美篤7396-2 他2筆 |
| 5 | 道路の幅員 | 4.00メートル |
| 6 | 道路の延長 | 50.27メートル |

建築管理課

○公 告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

なお、指定した箇所に関する図面は、長野県松本地方事務所に備え置きます。

平成15年3月3日

長野県松本地方事務所長 本 道 亜紀子

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 申請人の住所氏名 | 松本市宮田23-1
長野ローズ株式会社
代表取締役 望 月 慎 一 |
| 2 | 指定年月日 | 平成14年12月5日 |
| 3 | 指定番号 | 松本第191号 |
| 4 | 指定した場所 | 南安曇郡梓川村大字倭1940-2 |
| 5 | 道路の幅員 | 4.86メートル |
| 6 | 道路の延長 | 33.80メートル |

建築管理課

○公 告

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

なお、指定した箇所に関する図面は、長野県長野地方事務所に備え置きます。

平成15年3月3日

長野県長野地方事務所長 会 津 佳 伸

- | | |
|--------------|--|
| 1 申請人の住所氏名 | 長野市大字若槻東条572-1
北欧ハウス工業株式会社
代表取締役 神 田 和 三 |
| 2 指 定 年 月 日 | 平成14年12月3日 |
| 3 指 定 番 号 | 長野第787号 |
| 4 指 定 した 場 所 | 上水内郡信濃町大字柏原字西裏2572-2 他4筆 |
| 5 道 路 の 幅 員 | 6.00メートル |
| 6 道 路 の 延 長 | 63.80メートル |

建築管理課

○公 告

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

なお、指定した箇所に関する図面は、長野県北信地方事務所に備え置きます。

平成15年3月3日

長野県北信地方事務所長 小 林 一 美

- | | |
|------------|---|
| 1 申請人の住所氏名 | 中野市大字岩船338-1
株式会社ワールド観光開発
代表取締役 原 田 一 夫 |
|------------|---|

- 2 指定年月日 平成15年1月9日
3 指定番号 北信第111号
4 指定した場所 中野市大字岩船字中島184-10
5 道路の幅員 5.00メートル
6 道路の延長 34.90メートル

建築管理課

○公 告

水道法(昭和32年法律第177号)第16条の2第1項の規定により、指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しました。

平成15年3月3日

長野県公営企業管理者 古 林 弘 充

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
峰村設備	長野市川合新田2323番地1	平成15年2月24日
霜鳥管設工業所	更埴市大字稻荷山1988番地5	平成15年2月24日
古見設備	小県郡青木村大字田沢21番地3	平成15年2月24日

水 道 課

○公 告

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成15年3月3日

長野県公安委員会

- 1 講習会の受講対象者、日時、場所及び参集範囲
別表のとおりとする。

2 講習科目、時間数及び審査方法

講習科目	時間数	審査方法
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	3時間	講習終了後正誤式による審査を行う。 (所要時間60分)
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	2時間	

3 受講手続

(1) 受講の申込み

講習を受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）2通に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のライカ判のもの）2枚を用意して、住所地を管轄する警察署長に申し込むこと。

(2) 申込書の受付期限

講習日の5日前までとする。

(3) 受講手数料

受講手数料6,800円は、長野県収入証紙により（申込書にはって、消印しないこと。）納付すること。

4 その他

(1) 受講当日は、筆記用具を携行すること。

(2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行くこと。

別表

受講対象者	講習会開催月日	時間	講習会場	参集範囲
長野県内に住所を有する者であって、猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの（現に銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて、猟銃又は空気銃を所持する者を除く。）	4月23日（水）	午前10時から 午後4時まで	長野会場	県下一円

生活保安課

○公 告

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成15年3月3日

長野県公安委員会

- 1 講習会の受講対象者、日時、場所及び参集範囲
別表のとおりとする。
- 2 講習科目及び時間数

講 習 科 目	時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2 時 間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1 時 間

3 受講手続

(1) 受講の申込み

講習を受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書(以下「申込書」という。)2通に必要な事項を記入し、写真(提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のライカ判のもの)2枚を用意して、住所地を管轄する警察署長に申し込むこと。

(2) 申込書の受付期限

講習日の5日前までとする。

(3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙により(申込書にはって、消印しないこと。)納付すること。

4 その他

(1) 受講当日は、筆記用具を携行すること。

(2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行うこと。

別表

受講対象者	講習会開催月日	時間	講習会場	参集範囲
長野県内に住所を有し、現に銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持する者であって、猟銃若しくは空気銃の所持の許可又は許可の更新を受けようとするもの	4月2日(水)	午後1時から 午後4時まで	長野会場	北 信
	4月9日(水)		伊那会場	南 信
	4月16日(水)		木曾会場	中 信
	4月30日(水)		望月会場	東 信

生活保安課

平成15年(2003年)3月3日発行 長野県報(毎週月・木曜日発行。ただし、休日の場合は翌日)
大正2年10月16日第3種郵便物認可(購読料(送料とも)1か月2,038円)



みんなのために 未来のために
NAGANO

思いやり 広がる人の和 地域の和

発行所 長野県総務部法規学事課印刷係

〒380-8570 (県庁専用番号)

長野市大字南長野字幅下692の2

電話 026(235)7061



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています